

第十回 参議院運輸委員会會議録第二十六号

昭和二十六年五月二十八日(月曜日)午前十時五十五分開会

宣誓書

良心に従つて真実を述べ、何事もかくさず、又、何事もつけ加えないことを誓います。

本日の會議に付した事件
○日本国有鉄道法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

(右法案に關し証人の証言あり)

○一般運輸事情に關する調査の件
(調査報告書に關する件)

○觀光事業に關する調査の件
(調査報告書に關する件)

○繼續調査承認要求の件

○港灣法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(植竹春彦君) 開会いたしました。

一昨日の委員会においてお打合せの通り、本日は今回の日本国有鉄道法の一部を改正する法律案につきまして、これを只今より議題に供し、そしてお打合せの通りこの法律案について四人の証人をお呼びいたしました。加賀山国有鉄道總裁、鈴木監理委員会委員長、佐藤監理委員会委員長、齋藤国鉄労働組合中央執行委員長、この四名のかたに順次証人として各委員からの御質問に答えて頂きたいと存じます。つきましては本問題に御証言願います際には、御発言の前に宣誓をお願いいたします。御証言をお願いいたします。宣誓書の朗読を願います。総員起立をお願いします。

(総員起立、証人は次のように宣誓を行なつた)

証人 加賀山之雄
証人 鈴木 清秀
証人 佐藤喜一郎
証人 齋藤 鉄郎

○委員長(植竹春彦君) それではこれから本法律案について質疑をお願いいたします。

○菊川孝夫君 私は先ず第一に監理委員長である鈴木清秀さんにお尋ねしたいと思ひます。

今日は実は監理委員会を廃止するというような方向に向つての法律案が衆議院で議決されました本院に回付されておりますので、非常に重要な問題だと思ひますので、相当突込んでお尋ねしたいと思ひます。鈴木さんは私にとりまして曾つての上官でもあるし又大先輩でもあります。従つて質問するに當りまして、ややもすると先輩に対する礼を失するといふようなきらいがあるかと思ひますが、これもいい法律をこしらへよう、こういう見地の上に立つての質問であるので、若しそういう点がありましたらお許しを願ひたいと思ひます。

それでは第一番にお伺ひいたしますが、第十回國會に日本国有鉄道法の一部を改正する法律案が提出されていることを、鈴木さんは監理委員長として御存じになつてゐるかどうか、この点についてお伺ひしたいと思ひます。

○証人(鈴木清秀君) 御質問にお答えいたします。日本国有鉄道法の一部を改正する法律案が議員提出法案で提出されておることは存じております。併しなからこの法律案を知つておりますのは、いわゆる監理委員長としての職責で知つておるわけではありませんが、或いは監理委員会においてそういうことがあるということが懇談的に述べられて知つておるのであります。

○菊川孝夫君 第二にお伺ひしたいことは、この法律案の提出について提案者は誰であるかということについて御存じになつておられますか。例えば内閣から提出されておるか或いは議員の提出になつておるかということをお尋ねいたします。

○証人(鈴木清秀君) 議員の提出案だといふことを存じております。

○菊川孝夫君 それでは今日までに提案者のほうから監理委員会又は監理委員長に對しまして、この改正案を提出するに當つて何か公式でも非公式にでも意見を求められたことはありになるかどうか、一つお伺ひしたい。

○証人(鈴木清秀君) 公式にも非公式にも提案者から私のほうへ意見を求められたことはございません。

○菊川孝夫君 それでは鈴木さんが監理委員長に就任以来今日までの間に、運輸大臣又は内閣総理大臣から監理委員会に對してこういうふうにして欲しいというふうな申入れ、希望等を公式にお受けになつたことはおありになるかどうか。

○証人(鈴木清秀君) 内閣総理大臣からはもとよりございません。運輸大臣におきましては職務の上において御相談申し上げたことはございます。併しなからいづれの御指図といひますか、御命令というふうなものはまだありません。

○菊川孝夫君 第五番にお伺ひしたいのは、これは佐藤さんと鈴木さんと両監理委員会にお尋ねしたのでございすが、あなたがたを推薦するに當りまして、監理委員会に推薦するに當つて、あらかじめ下交渉というふうなことがなされるかと思ひます。數から棒にきめてしまつて、内閣のほうから國會に直ちに提出するといふことは私はないと思ひます。必ず推薦に當りましては下交渉がなされて、若し議決を経た、國會の同意を得たならば任命するから、あらかじめ承知して欲しいといふような下交渉というものがあつたら私に思ひます。その交渉をどういふ方面、誰からそういう交渉をお受けになつたか、その点についてお伺ひしたいと思ひます。

○証人(鈴木清秀君) その交渉は、もとより當時の運輸大臣から交渉を受けました。

○証人(佐藤喜一郎君) 私にも御質問であつたと存じますが、御返事は鈴木委員長長に通ります。當時の運輸大臣から私の平生やつておる仕事と責任が果せる限度の任務であるかどうかといふことで内意を聞かれたのであります。

○菊川孝夫君 その受諾をされるに當りまして、日本国有鉄道法の第十條の規定に定められました監理委員としての職責を十分に果し得るという確信の下に御受諾下されたことだと信ずるのではありませんか、さうでございしますか。指導統制云々という第十條の職責を果す点につきまして……。

○証人(鈴木清秀君) もとよりお受けいたします。その職責を十分果し得られると信じてお受けいたしましたのであります。

○菊川孝夫君 特にここで鈴木さんにお尋ねしたいのでございすが、あなたの本職と申しますか、交通營団の總裁とこの監理委員との職が両立するといふ自信があつての上のお引受でございしますか。

○証人(鈴木清秀君) 両立し得ると考へておつたからであります。

○菊川孝夫君 次にお尋ねしたいのは、名譽職であるといふことはこの法律でもきまつておられますが、名譽職であることに對して途中で不満を感じられるようなことがなかつたかどうか、あるいは名譽職であるからして手当、給料といふものは全然出ません。殆んど公共の福祉のために奉仕をするといふようなことで、実費支給だけのことになつておられますが、この点につきまして、こういう忙がしい仕事であるのにただで働かせるというふうな不

満があつたり、或いは途中でこんなことだつたら引受けるのではなかつたというようないふことがありでなかつたかどうか、この点についてお尋ねしたいと思ひます。

○証人(鈴木清秀君) 報酬を受けないという事は前から承知しておりますし、又この仕事は報酬を受くべきものではないという事を信じておりますから、そういう氣持を起しません。

○菊川孝夫君 次にお尋ねしたいのは、あなたの御経験によりまして専任の有給制、即ちほかに職をお持ちにならずに、而も給料を国鉄なり内閣から受けるという専任有給制と現行の名譽職無給制と、どちらがいいかということとを、第一回に監理委員に御就任になりまして、今日までおやりになつた経験に基きまして、どちらがいいというふうにお考えになるかどうか、この点をお伺いしたいと思ひます。

○証人(鈴木清秀君) この監理委員会に有給である方がいいか、或いは無給であつて名譽職である方がいいか、これはいわゆる組織の思想の根本に關係するものだと思います。有給であるということは、實際面から申しますと、結局運営の執行の局に介入する虞れが有給で常勤であれば非常にあり得ることがあり、又そうあるべきだと考えます。かくするときは、運営の執行の統一の指導性を欠きまして、能率の挙るものではないと思ひるのでありますが、今日の監理委員会のごとく、總裁以下の運営機関に対して指導統制をするところの権限と責任を有するものは、名譽職であることが事業の能率化を図り、公共の福祉を増進するに適しておると考えております。

○菊川孝夫君 この点につきましてでございますが、実は本法案を提案される提案者のほうでは、名譽職無給制であるがために、とかく單なる諮問機関或いは監督機関に墮しておるような感じがあつたということを提案理由の一つに挙げておられるのであります。あなたがこの点について御存じになつておられるかどうか。

○証人(鈴木清秀君) 提案者の御理由は奈辺にあるかは私はよく存じておりません。併しながら監理委員会が無報酬であるがために單純なる諮問機関に墮するという理窟には當然ならないと思ひます。又我々が監理委員会として指導統制して行きます上においても、よくこの国鉄の運営が能率化され、公共の福祉を増進するよう十分注意を拂つて、絶えず指導統制しておりますので、そういう單純なる諮問機関に落ちることはないと思ひておりますし、又過去の我がとりました実績においても單純なる諮問機関になるとは存じておりません。

○菊川孝夫君 次にお尋ねしたいのは、いよ／＼核心に触れたいと思ひます。であります。監理委員会の存続についてであります。が、何といつても監理委員長としてその最も中核にここ二カ年間あられたことでありまして、従つてその監理委員会が若しくなつたならばどういふ影響があるだろう。どういふ方面に悪い影響があるだろう。又どういふ方面にいい影響があるだろう。ということにつきまして、一応今日までの御経験に基きまして、まあ結論にまだ達しておられないかも知れませんが、構想その他はお持ちになつておると思ひますので、先ほどからお尋ねい

たしましたところ、今回廃止するといふ案が出ておるわけでありまして、これに對しましては積極的な御意見も一応今日まで整つておられると思ひますので、この点について整つて……又言い得る範囲の最大限の御証言を一つお願いしたいと思ひます。

○証人(鈴木清秀君) 監理委員会が設置せられたのは、私の考えますところ、近代の企業形態であるところのいわゆるパブリック・コーポレーションに伴う必然的組織だと考えておるのであります。従つてこの監理委員会を廃止して、そうして政府直屬の機関といたしますことは、いわゆる元の国鉄の組織に返つて、官庁の一部の組織に返つて来る、そういう思想だと思ひます。そういう思想のほうが、いわゆる自主性を保たせて企業運営をするところのパブリック・コーポレーションと、どちらがいいのかということになります。これはいろいろの議論があり得ると思ひます。国有鉄道が発足いたしました未だ年月が少うございしますが、果してどちらの運営がいいかということとはかなり議論されるべき問題だと思ひますが、一番研究し論究すべきところのものは、そういう官庁行政的組織に今返すのがいいか、或いは又今の自主性を持つて行くほうがいいかという議論になるかと思ひるのであります。それは是非善惡につきましては今かなりの議論があると思ひますが、コーポレーションが発足いたしましたとしてとつておつたところの途、又あの終戦後打撃を受けて、回復して参りました途上から見て、コーポレーションになつたということが決して悪い結果を生じておるとは私は存じておりません。

○菊川孝夫君 そうすると更に重ねてこの点についてお伺ひしますが、鈴木さんとしては公共企業体としていいよその本領を発揮するには監理委員会が必要不可欠のものである、こういう確信をお持ちになつたわけですか。

○証人(鈴木清秀君) いわゆる運営の、コーポレーションとしての経営において執行の部面と一般的監理の部面とがあるだろうと思ひますが、近代の大規模の組織においては、大体においてこの執行部のすることの監理のほかに経営的監理をして、執行部の何と申しますか、独裁専断に任せることのない機関を存置される傾向に私はあると思ひます。これがいわゆるコーポレーションの組織に対する二重機関の設置の理由でありまして、私はこういう制度は、公共機関が自主性を保ちながら而も公共性を保持する上においていい組織だと私は考えております。

○菊川孝夫君 次は巷間伝えられるところ、これは提案者からそういうことは述べられておりませんが、今回の桜木町の事故の問題についても相当影響しているように、まあこう入つて来るわけでありまして、勿論そういうことはいいと思ひます。提案者もそういうこととはいいと言つておられますが、さてお尋ねいたしたいのは、桜木町事故につきまして、第十条に基きまして業務の運営を指導統制する責任を負うというところになつておられますが、この指導統制について、特にこの指導につきまして、桜木町事故のような事故を起したことにつきまして、監理委員会

として責任をお感じになつておるかどうかという点が第一点。次に原因であつた六三電車の改造が十分行届いておつたかどうかということだと思ひますが、これにつきまして如何なる指導をされたかどうか、どういふ指導をされたか、これを早くやるように指導せられたかどうか、そのまゝ放置しておられたかどうか、この点についてが第二点。第三点は本事故に鑑みまして再びこのような事故を起さないように御指導、或いは運営について指導されたと思ひますが、又将来如何なる指導をされようとしておられるか、この三点についてお伺ひしたい。

○証人(鈴木清秀君) 私はこの法案の改正が桜木町事件によつて提案されたものだといふような憶測は一つもしておりません。桜木町事件について国有鉄道が責任を帯びておることとはこれはいふまでもない事実だと、そういう点において監理委員としても非常に遺憾者その他について、誠に恐縮遺憾の点と存じておる次第であります。従いましてかかる事故が再び惹起せざるよう事故の原因につきまして今糾明しております。事故の原因に對する中間的報告は監理委員会に参つておりますけれども、その後その直接の事故に携つた人々の拘置されておること、或いは出て来まして、それによつて証言の言葉の食い違ひその他におけるところの事実、及び路線における実地検査その他に對するところの原因の報告がまだ私の手許に参つておりません。これは国有鉄道のみでなく、監理委員会としては厳正なる批判とか分析をいたしたために、監督官庁にもお願いして、その報告をできるだけ早く提出す

るように求めております。いずれそれは完成して私の手許に参ると思ひます。それによりまして事故の原因が如何なる原因に基き、又それが従事員の指導訓育上、或いは経営の方法の如何と云ふような問題も糾明されることと思ひますが、その後でないと如何なる責任の程度があり、如何なる責任の範囲に及ぶかという事は申上げかねると思ひます。それからなお尋ねのこれに対する事故を防ぐ方法について監理委員会はどのような方法をとつたかというお尋ねがございましたが、当時国鉄の運営、總裁以下役員の緊急対策としてとられておりましたところの方法を聴取いたしました。速かにそれを行に移し、早く車両の改造その他について完成するように指導いたしました。それと共に事故の将来起ることを防ぐために、現在も各局部がそれ〴〵運転の安全を保持することに努めておりますが、これを横からよく批判し、そうして指導し、又従来の欠点その他においても考究するように、安全委員会を作るよう總裁以下に監理委員会は伺ひておりますか、指図いたしました。直ちに總裁のほうはその規定を相談し、監理委員会に提出いたしましたので、その議を経まして承認いたしました。すでにその安全委員その他の任命を完了して事故防止に當つております。

差なきまでに改造せられておるといふことを聞いております。併しなごらただ運うところは、いわゆる窓枠の面、天井の裏に何と云ふか、二重天井になつておらないといふことであります。そういう差異があると聞いておりますが、六三型が果してそういうもので、普通電車とそれだけの違いであるかどうかという問題に対しては、なお運輸省その他の調査の結果を待つて我々はつきりさせるつもりでおります。

○菊川孝夫君 それでよくいふやうであります。その点について事故が突発したとして、正式に問題を取上げて正式な監理委員会を開きになつたか、お聞きになつたとしてならば何回お聞きになつておるか。

それから事故の現場、或いは事故車両等について実地に御覧になつたことがあるかどうか、監理委員会として調査委員を挙げるかどうかして御覧になつたことがあるかどうか、この点についてもう一点お聞きいたします。

○証人(鈴木清秀君) 事故の起つた当日、私は旅行中でありましたが、翌る日帰京いたしますや、すぐ国鉄道のいわゆる運営部門の役員のかたに會つて事故の聴取をし、応急処置を尋ね、更に臨時監理委員会をすぐ開催いたしました。そして、それらのことを更に調査いたしました。早く善後策を講じ、殊に御避難のかたに対して十分なる弔意を表するよう即座に提案いたしました。それと同時に、先ほど申したごとく、運輸省のかた〴〵に、監督官庁に願つて事故の原因を早く糾明して、そうして出して頂きたいといふことをお願いしました。

それで運輸省のほうでも実地検査をや、又車両の検査をやるということでありましたから、どうぞその報告をしてもらいたいといふことで、我々は実地に参りませんが、その報告を待つておる次第であります。

○菊川孝夫君 次に御尋ねいたしたいことは、昨年の国鉄の機構改革以来の実績を御調査になつておるかどうか、この御検討になつておるかどうか、この機構改革以来、下部の職員の中には、国鉄の職員の中にもいろいろ意見があるだらうと思ふ。又幹部の中にも意見があるだらうと思ふ。又直接影響を受けるところの一般の利用者のほうにも意見が相当あるやうであります。なかんずく監理局設置問題等をめぐつていろいろ意見があるわけでありまして、これにつきましてその実績を御調査になり、且つ御検討になつておるかどうか。すでに或いは結論を得られて、このまま押切つて行こうとしておられるか、それとも不備な点を将来改正するために、特にまあ講和を控えて、講和後の日本の本當の獨立した曉に対処すべき一つの大きな構想の下にと申しますか、新たな構想の下にこの機構改革をもう一遍検討しようといふやうに、指導されるに當つてそういう指導をされようと思つておられるか。それともこのままいいところで、暫く実情を見ようといふところでおられるか、この点について一つお伺ひをしたいと思います。

○証人(鈴木清秀君) あの機構改革をいたしました際にも、監理委員会は、又そのつちのほうの運営のほうの總裁以下役員もそうでありましたが、非常に慎重を期して、北海道におきまして行

い、次に四国において行い、そうして第三番目に全国に亘つて行なつたのであります。非常に慎重を期して行なつたのであります。併しなごらその後におきまして、この監理局の運営問題について種々の議論を聞いてはおります。併しなごらその運営に對しましてまだ十分なる運営の欠点その他に対する調査の報告を求めておりません。組織というものは、社会が流転し、経路界が交りましますと共に対応すべきものでありますので、現行の組織がいままで永続しなければならぬものであるとも考えております。又現行の組織の悪いところは直さなければならぬともより考えております。併しなごらまだそれらの欠点について報告を十分聞いておりませんので、今これを直すや否やというやうなことにしては私は申上げかねます。

○菊川孝夫君 次に監理委員会には専任の職員を配置してあるかどうか。あるいはあなたにその人数、それから或いはあなたにその意を受けて動く、本當の監理委員会直屬の職員を動員するといふやうな必要をお認めになつておるかどうか、それを要求されたことがあるかどうか、こういう点についてお尋ねしたいと思います。

○証人(鈴木清秀君) 監理委員会は先ほど申しましたごとく、国鉄道の原則的な重要な問題を調査し、又日々の運営状態を監視することを最も大きな責務と考えております。それがために、余りに多く運営の日々の執行に介入することは、機動性を失ひ、能率を失ひ、運営機関の活潑なる活動を妨げるものだと思いますので、私のほうとしては事務員を、いわゆる調査その他

の事務員を設けてはおりません。併しながら監理委員会は絶えず又必要において執行部分の關係の職員を呼んで、そうして事情を聴取し、又報告を聞いております。それのみならず、監理委員会は總裁以下に對してこれ〴〵の仕事、重要なこれ〴〵の仕事、きめる際においては、必ず監理委員会に諮らなければいけない。又こういうことは報告しなければいかんといふことを、いわゆる例示して実行させております。

○菊川孝夫君 この報告についてであります。これは日本の官僚と申しますか、この官界にあつた人たちの報告は、非常にうまく筋道の通つたやうにちやんと図の上にはできておるわけでありまして、これはもう鈴木さんもお認めになつておるだらうと思ひますが、ところが實際の運営になりますと、やはりちよつとこの小首をかしげなければならぬといふことが往々あるわけでございます。独自のやはり指導統制する面におきましては、向うから報告の出で来たやつを見て、そのままこれは善良なる人間、皆んないといふやうに解釈してしまつた場合もあり、又別な角度から今やつてゐることに對して、これはいかんといふやうなことも言わなければならぬし、もつと強くやれと言わなければならぬこともある。弱めなければならぬといふやうな面もあるだらうと思ひます。その点につきましては、やはり専任のあなたの直屬の事務局とかを置きまして、これを派遣しまして、この報告と完全に合致するかどうか、そうせんと執行部のほうでは、自分のほうでは執行の責任が成るべくこれで回避できるように、これ

は当然なるだろうと思ふのであります。従つて指導統制せられる場合におきまして、今やつてゐることをいよいよ報告して来るのが大體常識になつております。悪い報告をして来るようなことは、先ず／＼實際現われてしまつたものはもう止むを得ないといひましたも……そういう点については、これはどうも不審を感じられたといふようなことが今日までなかつたから、すべてその報告はいいものであるとして受取られて、その上に立つて指導統制に当られたか、或いは特別にその事務局或いはその他の者を派遣したり、或いは直接おいでになりまして現地調査等をおやりになつた今日までの経験がおありになるかどうか、この点について一つお伺ひしたいと思ひます。

○証人(鈴木清秀君) まあ運営部門におきまして、日々の業務を執行しておる者と、その業務を監察しておる部門があることは御存じの通りであります。従ひまして我々のところに説明に来られる、又我々が説明を求めらるお方は、両方とも必要があれば求めておるのであります。鉄道のごとき大きな組織の下におきましては、必ずやその虚偽の報告をし得られるものではないのであります。いわんや公衆に接するものでありますから、社会公衆からの声もあるのであります。私は不肖の者であります、他の監理委員は社会人として非常に御活躍しておられるかたであります。従つて社会の人の声及び要求というものをよく聞かれまして、又それを監理委員会において、この間こういうことを聞いたが、こういう事情はどうなつてゐるか、又自分は汽車に乗つてこういう欠点がある

つたが、こういう点はどうして直さなかつたか、この点についてよくお尋ねしたいと思ひます。

○証人(鈴木清秀君) 交通営団の仕事はいわゆる民間の営利会社と違ひまして、公共的の性格を持つておる事業をやつておりますので、資本は借りておりますが、その資本の運営にあつては営団の公共性を考えて自分はやつておりますので、それがために国有鉄道の気兼ねをしつたりするようないことは一つも私はいはしたことはございません。却つて私は監理委員長として自分の職責を全うするためにかなりの指導統制をやつておるつもりであります。

○菊川孝夫君 次にお尋ねしたいのは、鈴木さんは交通営団の総裁として現職にあられるわけでありすが、交通営団は国鉄が一番大きな投資者になつております。どちらかといひますと、表現がおかしいかも知れませんが、資本家なのです。国鉄そのものが……、そこから資本を投下された会社の社長をやつてゐる、こういうような恰好になつておりました、子会社という、民間でいいますと子会社の社長が親会社の監理委員会の取締役会長というふうな恰好だと思ひますが、総裁を社長といたします……、そういうような関係にあることがいろいろの点に、仕事をやられる上において或いはどうも矛盾を感じるというふうなことがあつたり、又遠慮しなければならん、親会社の社長に対して子会社の社長はちよつと遠慮しなければならんといふような事実が、ひけめを感じるといふようなことと申しますか、そういう

う点が今日までの間になかつたか、あつたか、この点についてよくお尋ねしたいと思ひます。

○証人(鈴木清秀君) 交通営団の仕事はいわゆる民間の営利会社と違ひまして、公共的の性格を持つておる事業をやつておりますので、資本は借りておりますが、その資本の運営にあつては営団の公共性を考えて自分はやつておりますので、それがために国有鉄道の気兼ねをしつたりするようないことは一つも私はいはしたことはございません。却つて私は監理委員長として自分の職責を全うするためにかなりの指導統制をやつておるつもりであります。

○菊川孝夫君 今日までのうちに、この第十條に基づきます指導統制につきましましては、監理委員会としては、議決されたようなものは公文書で以て或いは総裁に対して手交するというような形式をおとりになつてゐるか、口頭でなつてゐるかかわりませんが、とにかく記録はされてあると思ひますが、重大なる大きな監督、指導、或いはこういうことをせよというふうな勧告をされた、今日まで二カ年に亘つてやられました主なる事項について御記憶がございましたら、一つ主なる点だけでよろしくございすが、お知らせ願ひたいということが第一点と、次に自動車運送事業は、これは非常な復興と申していいだらうと思ひます。戦前の状態に復して、より以上に又それよりも繁昌して参つております。又一方におきましては航空事業もこれは今に開始されようといはしてあります。従つてこれらの復興によりまして、国鉄がこれと競争しなければならん立場に当然立たなければならんと思ふのであります。

す。これは戦前にもあつたことでございまして、我々は下級従業員として国鉄に奉職しておりました当時も、その深刻な競争の表面に立たされた経験もございまして、この事態がもうすでに目前に私は迫つておると思ふのであります。その対策を今から十分に国鉄の運営指導に當りまして立てておかねければならんと思ふのでございします。必要であると思ひます。これにつきましましてこの将来のこれとの競争、公正なる意味の競争でございします。が、どういふふうにしよという指導をおやりになつておるかどうか、この点につきましましては経済の専門家であられます佐藤さんと鈴木さんの御両名から一つ御意見を拜聴いたしたいと思ひます。

○証人(鈴木清秀君) 監理委員会が過去においてどういふ仕事をなしたかといふことの御質問であります。が、これを申上げるときはかく自己宣伝になる虞れがありますので、誠に非礼だと考えますが、それをお許しを願ひまして、忌憚なく申し上げます。

先ず第一に御存じ願ひたいのは、私は思うに国有鉄道は旅客貨物の輸送を確保し増進して、公共の福祉に副うことが一つでありますと共に、国鉄が非常な一大消費者であるといふことを又考えなければならんと思ひます。従ひまして国有鉄道が貨物、貨車の輸送をし、そして公共の福祉を増進するためには、企業の安泰を来すために独立採算をしなければならんことは当然でありまして、又物資の購入、工事の請負に對しましてもその点に氣を付けなければならんのであります。同時に非常に消費者であつて、日本産業に

影響するところ多いので、その物資の獲得、或いは資金の支拂方法等に対しても格段の考慮を監理委員会としては拂わなければならんと思ふのであります。そういう点において、私以外の監理委員は非常に事業及び金融に堪能なおかたでございしますから、それらについていろいろの注意をせられておられるのであります。それで過去のことも一体……、もう一つは監理委員会は先ほどのようにこういうことは必らず相談しなければならん、又こういうことは事前に報告しなければならんといふことをとりまして、国有鉄道の外部機関でなくて、内部機関であります。従つていろいろの公文書を以て、こういう決議をして、こうしろという決議をするといふことは割合にないのであります。それよりは原案をいろいろ／＼注意してそうして直させて、又原案を持つて来る、こういう場合が非常に多いのであります。それで監理委員会の歩みました途について少しお耳障りかと思ひますが申上げます。

第一、監理委員会が発足いたしましたときは、御存じのあの政府の政策による大量の人員整理であります。これは鉄道運営の衝に當る人の決死の覚悟と従事員みんなの涙ぐましい準備によつて目的通り殆んど完成いたしましたのであります。これは世の支援があつたためとは存じます。が、運営の衝に當る者の労に我々は感謝することが非常に多いと思ふ。これは国有鉄道の独立採算制に一步進んだ大きな歩みでありますと同時に、国有鉄道従事員の規律の確立に對して大きな功績があつたのであります。こういう点につきまして監理委員会は絶えずこれに對して激励

し、又細心なる監視を行なつております。又予算の編成に当りましては、いわゆる執行部のほうから予算の原案を持つて参りますと、その収入について、経済状態から見て果して妥当なりや否や、又支出の面において車両の修理、線路の修理に事なきや否やというようなこと、及び工事において電化の問題、車両製作量の問題、殊に車両における老朽化の特別修繕の問題というようなものに特別の注意を拂つて質問をし、又その予算のいろいろの変更をして、大蔵省及び関係方面に交渉することをし、そして時々交渉中も聞かしまして、今の日本経済上これで止むろしいと思つたときに監理委員会は予算の承認をするのであります。又先ほど申しました消費者でありますから、石炭の購入につきましては格段の注意を拂ひまして、炭価の策定においても非常に注意を拂ひ、交渉前に聞き、交渉中にも聞いております。又この支拂時期或いは支拂方法というものは、石炭業界に影響するところが多いのでありますから、あのインフレ時代は二カ月で購入を認めておりましたが、今は六カ月にし、又銀行の信用によつて前渡金を交付する方法も講ぜられました。又車両の製作においても車両事業は日本の基幹産業であることを考えまして、我々は操業のコンスタントに行くような方法でいろいろの注文をするよう、鉄道経営の執行者のほうを指導してあるのであります。なお又連絡船の売却をよして、そうして保管せしめたり、或いは日本通運法で株価の起算を収益還元法を指示したり、或いは運賃改正においてはその増加率を

将来経費の節約において、賄える分を減らすように、又仲裁委員会の裁定においては、自分の経費を節約して裁定に應ぜられるよう十分な努力をするように総裁のほうにも勧告しておるのであります。かくのごとくして、そのときにおいてその事情を聴取いたしまして、そうしていろいろその案に対して、言葉を換えて言えば、向うの原案をいろいろ注意して、台同作成になつたような場合もたび／＼あるのであります。これは私は実際上の指導統制だと思つておるのであります。

次に自動車及び航空事業であります。特に航空事業の発達というものは将来認められることであるとして、航空会社も設置され、先にはこの航空会社の経営見込みというものと及び国鉄に対する料金問題というようなものの報告を行い、それに対して種々の意見を交換いたしました。根本において自動車と航空とのいわゆる交通の使命というものを如何なる点におくのが国策上いかどうかというところは、監理委員会の問題というよりは運輸大臣の問題だと私は思つております。ただ監理委員会としては、この国策に定められた範囲において両方が完全に国民のために使命を達成し、併せて国有鉄道においては独立採算制が維持せられることが監理委員会の任務だと考えております。それがためには国有鉄道の線路及び車両の整備をして、旅客に対するサービスをしてこれに対抗する、いわゆる料金競争ということではなくて、いわゆるサービスの向上を以て対抗することが我々公共的機関であるものの使命だと私は考えております。

○証人(佐藤喜一郎君) 今鈴木委員長から具体的に使命というような事項についてお話がありましたから、私から附加する点はないのであります。一般のいふところパブリック・コーポレーションになりましてからも、国鉄の運営が一時的には独立採算制に余りに片寄り過ぎたという懸念がなきにしもあらずということがあつたのであります。ただそこで独立採算制と、日本の唯一の国有鉄道であります関係上、非常に公共性を持つておりますので、これが調和といひますか、協調をどういふふうな点で相矛盾なく最小限度の協調を持たせるかというものが、我々がいろいろな案が出て来ます上にしよつちゆう考えて来た一つの何であります。

○菊川孝夫君 只今の御証言によりまして、まあ内部に一つ融け込んで、どちらかというところの総裁のプレーンとしての役目を十分お果しになつたというふうに我々は拜聴したのであります。ただここで最後に私お尋ねしました自動車運送事業と航空事業というものの復興によりまして、当然好むと好まざることにかかわらずその競争を強いられることになる。又それなら公正な意味において、と申しますのは、戦争中、戦後を通じて何と言つても国鉄にいたしましては私鉄にいたしましては、既存の交通事業というものはゆる旧勢力と申しますか、これはやや独占企業的な夢をむさぼつておつた状態である。どういふ状態であつてもお客は幾らでも来てくれる、あぶれるという時代がなかつたのであります。今日では併しバスがどん／＼動き出して参りますと、旅客をうんと取られてしまふ、荷物がトラックのほうに行く、

或いは航空機が本場に東京から大阪へ飛ぶようになりまふと、今の特急というやうな問題も私は大きな影響を受けると思ふのであります。こういう点につきまして、今から相当対策を立てておかなければならぬと思ふのであります。その公正なる競争に堪えて、そうして独立採算制を維持して公共の福祉に副えるようにしなければならぬと思ふのであります。これは大きな問題だと思ふのであります。この点につきまして佐藤さんに特に伺ひたいのでございますが、経済人といひまして、特に代表的な経済人といひましてどういふふうにして対処させようとしておるかというやうな点につきまして、十分監理委員会においても御検討になつており、或いはこういう方向からやろうというやうな結論が出ておるかどうか、この点について伺ひたいと思ひます。

○証人(佐藤喜一郎君) 只今の御質問であります。先ほども申し上げましたように各種の交通の方法ができて国民が非常に便利を得るということは、従来アメリカの例に見ましてもわかつておるのであります。それが国民経済の力の上で十分にやり得るかどうかという点についてはこれは別の問題であります。私は個人的には諸外国で見ることが多い航空施設というものをやるだけにまだ日本の経済的基礎がないものと見るのであります。先ほど申しましたように観光客誘致という、観光事業という観点からすれば、長い将来を考へてどういふ施策が必要であるかと思ひます。但しこれらのことは運輸省或いは内閣乃至は国会としてお考えになることであつて、国有鉄

道の監理委員としては現在の機構においてあらゆる競争には十分堪え得るといふ確信を持っております。

○菊川孝夫君　今の点につきましてはちよつとお話とは何ですが、まあ確信をお持ちになつておればそれで結構であります。

次に監理委員会は国有鉄道法の第十条によつて指導統制をされます。一方運輸大臣は第五章の規定によつて監督をされることになっております。これは表現が監督と指導統制でありますから成るほど違うようであります、字に書いた場合には。併し實際にやる場合になりますとそう監督と指導とどう違ふのだということになつて来ると、なかなかその使い分けというものはそう簡単なことではないと私は思うのでありますして、従つて往々にして運輸大臣から、五章から従つて来る監督権と、あなたのほうが言われる指導権とが、總裁のほうに二本の線から参るわけになります。これが今日まで競合した、食い違つたという事実があつたかなかつたか。若しそれが食い違ふような場合は、どちらが優先するとお考えになつておるか、この点についてお伺いいたします。

○証人(鈴木清秀君) この国有鉄道法の法的解釈につきましては、これは私がお答えすべき筋でもないと思いますから、お許しを願いたいと思います。ただ今過去におきまして、いわゆる運輸大臣の監督権と我々の指導する統制との間に食い違つたことはございません。又そういう場面に、運輸大臣からこうあつたが、監理委員会としては反対だというような場面に私は逢着したことを記憶いたしております。

○菊川孝夫君　もう二、三点お伺いしたいと思います。公共企業体は何と言つても経理と人事の独立が私は必須の要件でなければならぬと思うのでありまして、これはいろいろ本を読んで見ましてもそうでありまするし、現にそうなければならぬと思うのであります。

が、ところで第四章の会計の規定につきましては、これは経理の独立制というものは殆んどないように私は見受けまします、現にないんでありますが、つきましてはこれについては勿論監理委員会としては今日まで指導統制されるに当りましてこういう点を改正したほうがよからう。これはあなたのほうとして意見を述べる必要はない、或いはそういう権限がないとおつしやるかも知れませんが、この仕事に携つて来て指導統制をされて来た経験としては、当然これはこういうふうに直したほうがよからうという何か結論が得られた、或いは現行のままでいいかどうかという点、或いはそれともこういうふうに改正しなければならぬという点、あなた個人としてでも得られておると私は思うのでありますが、又そのくらいの結論が得られなければならぬと私は思うのでありますが、その点に

つきまして御意見がなければいいで結構でございますが、おありになつたら一つここで我々が将来法の改正をいたしますに當りましても重大な参考というのは、今改正案が出ておりますから、幸にするならばついでに仮に修正するということも考えられるのでありますから、そういう点からお尋ねするわけですから、一つ卒直な御意見の表明をお願いしたいと思います。

○証人(鈴木清秀君) この只今の日本

国有鉄道法の組織の四つの自主性につきましては、お尋ねなされました通りに財政の自主性が割合に少ないと思います。若しもこれを将来もいゆるバブルック・コーポレーションとして行くならばこれらに対する自主性をもつと拡充しなければならん、或いは包括予

算制度のごときものによつて議会の承認を得るというような方法をとらなければならぬとも考えますし、又今の日本国有鉄道におきましては、これは佐藤さんのほうが御専門であります。が、金融その他の状況からいまして、鉄道はいわゆる資産に入るべきところの設備をする資金というもの、会社でいえば増資その他に充てるところの金というものが非常に不足しておると私は考える。こういう点に対して国会及び政府において特段の御考慮を拂われることが望ましいことであり、我々もそういう方面においてもつと資金を仰ぎたいと思つて、その意味を關係の方面に陳情いたそうかと考えておりますが、これらは私の個人的意見でございますして、ただ監理委員会としてこれらの財政的規定の改正についての成案は得ておりませんことを併せ申し上げます。

○菊川孝夫君　今度は佐藤さんにお尋ねいたしたい点がありますが、今日まで御指導になりまして、第四章の会計の規定中、特に佐藤さんは非常に豊富な御経験からこれについてはいろいろ御意見がおありになるだろうと思うのであります、特に第四章中今日まで御指導されて来た経験に基いて、障害になったのは、これが一番障害になっておつたという点がおありになつたならばこの際お聞かせ願いたいと思うの

であります。

○証人(佐藤喜一郎君) お答えいたしました。私が、私は委員をやっておりますが、政府の財政法その他の財政法規のことは実は余り詳しくないのであります。但し我々の普通民間事業をやっております者の経験から、しばしば民

間におきまして、こういうことをやりたいが、それは法律に縛られておつて駄目だ。或いはこの点は予算の面でできないというふうな事態にとき／＼ぶつかつたことを記憶しております。従つて今の国有鉄道の年次予算の立て方というものは余りに伸縮性がなくて、もう少し機動性を持つた、実態に即したような形で財政法の適用が国有鉄道にあるべきであるというふうに考えております。

○菊川孝夫君 特に佐藤さんに重ねてお伺いするのでありますが、四十二条の二の借入及び鉄道債券についてでありますが、これはまあ佐藤さんの御専門だと思ひますのでお尋ねいたしたいわけでございますが、これが非常に縛られておるわけでありますが、この条件についてもつと私は国有鉄道総裁の権限を持たしてもいいのではないかと、さように考えるのでありますが、

今日までの御経験に基きましてその改正の要をお認めになつておるかどうか、この点についてお伺いしたいと思います。

○野人(佐藤喜一郎君) この条文自体は、すぐ改正の要があるが、まだこれは議論の余地がある……。私も結論を得ておりません。但し国有鉄道の運営移管の問題も日本の経済のあり方と若子の關係を持つております。例えば具体的に申せば、民間に資産が著しくた

くさんあるならば、国有鉄道の運営についてもつと国家資金から離れて、その民間資金を利用するということも考えられるのでありますが、現状においては遺憾ながらその点が日本の経済力がかそこまで及んでおらないと私は個人的には考えております。従つてこ

う点について将来改正をしたいとは思つておりますが、まだその時期が……急ぐことはないというような感じを持つております。

○菊川孝夫君 次に本改正案は御存じになつておるでしょうか、鈴木さん、国会に提案されておるのを……

○証人(鈴木清秀君) そう詳しくは存じておりませんが。

○菊川孝夫君 さようでございますか。

○証人(鈴木清秀君) まあ大きな方針の問題については……

○菊川孝夫君 方針の問題については御存じ……で、この改正案のごとく改正いたしました場合に、特に総裁以下に任命権の問題でございますが、任命の方法の問題、それから監事を設ける問題等につきましてであります。このように改正いたしました場合に、鈴木さんも長い間国鉄でお育ちになつ

ていろ／＼の御経験をお持ちになつておるわけですが、過去におきましてはこの国鉄に今まで千二百億円の予算がありますために、どうしてもまあ利権漁りといつたら語弊があるかかも知れませんが、その勢力が伸びて来る。即ち、或いは政権の担当政党が変るたびにこの総裁の位置に大きな影響を及ぼすと思うのでありますが、総裁、理事その他の位置に……、そうするとそういうことが私はあり得ると、

過去の実績に倣しましてあり得ると思
うのでありますが、鈴木さんはどうお
考えになるか。監理委員会があまりに
なるならば、その点については余り極
端なる介入は、監理委員会が緩衝地帯
としてこれを抑へ、そうして自主性を相
当保持できると思うのであります。が、
この点については監理委員会がなくな
つた場合には、若しもあなたがたが
おられなくなつた場合にはそういう危険
があるとお感じになるかどうか。まあ
大丈夫だろう、こういうふうに見える
かどうか、この点について伺ひいた
したいと思ひます。

○証人(鈴木清秀君) 改正法案の監事
というところが……、実は条文は余り存
じておりませんので、普通の監査のも
のであるか、或いはドイツの国有鐵道
法のようないわゆる一般の經營の組織
に對しての監査の方向であるか、い
ゆる指導監査の方向であるか、その意
味がはつきりわからないのであります
が、若し指導監査の意味であるとす
るならば、言葉は違つていても今の監
理委員会と大差ないものと考えるので
あります。それで若し監理委員会を廃
止し、總裁、副總裁の任命をそのよう
に改正すれば、利権或いは政治の影響
があるかどうかという、利権その他の問
題に對しましては私は何ら顧慮するこ
とはないと思ひます。ただ政
局の問題については、監理委員会を廃
止すればいわゆる官庁的のものになつ
て来る。それはつまり能率のものと
りも、言葉では公共を重んずる、その
代りに政府の政策に影響を受けること
が多いといふことは、一般學者のこ
ういふ組織について言われる言葉であ
ります。過去の経験からこういう改正を

したら、将来起り得るや否やというこ
とは、これは政府の、政治家の態度
のことであります。我々が云々す
ることではないのであります。が、い
ゆる組織の、觀念上から言ひます
と、いわゆる政局の影響を受けやすい
組織になつていくといふことは否めな
いと思ひます。

○菊川孝夫君 それでは最後に一点、
國鉄の將來の組織並びに機構、それ
から現在の國鉄法等につきまして各
方面、これは又國鉄總裁もお持ちにな
つており、監査委員会としてもお持ち
になつており、国会議員の中にもいろ
いろ直さなければならん、改正しなけ
ればならんといふことは、終戦の混乱
時代から徐々に立直つて参りました
けれども、新しい事態に適合するよう
にこの機構改革をされましたけれ
ども、どうもしつくりしないものがある
ように感じられるので、我々實地に調
査いたしました、各現場機關で聴取
いたしました。そういう意見も出て参
ります。特に外部のほうの、民間の諸
団体等からもそういう意見が出て参
ります。従つて監理委員会として
そういう構想に向つて今日まで検討
され、或いは国会の常任委員会等にお
いてもまた別な角度からこれを検討
する。それから通運業者、一般関係
業者、或いは利用者等から経験に基
いて検討し、且つは國鉄に長いこと勤
めておつて且つ割合に閑職にある人も
あるが、外部から眺めて、これの先輩
といふような点からも意見を徴するこ
とも必要だと思ひます。こういうふう
にしまして相當な長い期間を、相當な
長い期間と言つては語弊がありますが、
或る程度のかすに期間を以てして、そ

うして又すつきりしたものに改正した
ほうが私はいいと考えるのでありま
す。そうしなくてはならんであらう。
併し朝令暮改的なものはすべきでな
い。かように私は考えるのでありま
す。この点につきまして、鈴木さんが
監理委員長として今日まで携つて来
られた経験から、そういうふうにお考
へになつておるか、なつておらんか。
この点につきましては佐藤さんからも御
意見を承りたいと思ひますのであり
ます。

○証人(鈴木清秀君) 先ほど申しま
したごとく、この国有鐵道の監理委員
会を廃止することは、いわゆるコーポ
レーションの性格上において非常に違
つて来るものであるといふことを申し
ました。従つてその違つて来る機構が
いいか、或いは現在の機構がいいか
といふことは、先ほど申しましたごと
く、かなり国有鐵道が日本國民の福祉
に關係すること多しだけ、それだけ非
常に考究せらるべき問題だと思ひま
す。現在におきます日本国有鐵道
は、発足いたしました数年であります
が、その成績において又見るべきも
のには私はあると思ひます。併
しなからこれからの國家の歩む道とい
ふは慎重に考えらるべき問題でありま
す。殊に國會の法律立法権を持つてお
られるおかたにおいては、そのどちら
に行かたかといふことについてのお考
えをお持ちになることが大切なことだ
と思ひます。又同時に内部組織
の問題につきましては、先般申しまし
たごとく社會も移り変わります。経済
状態も変わる。いわんや講和會議にお
いてはかなりの変動が我々は各産業に

り得ると思ふ。そういう場合において
は今とつておる組織その他についても
再考究しなければならん時機が到来
するのではないかとすることは考えられ
ると思ひます。

○証人(佐藤喜一郎君) 只今の点で
ありますが、私としても菊川さんのお
つしやつたように、如何なる点に改正
を要する事態が起つておるか、如何
なる点がそのままでいいか、法律案全
体を十分取上げて慎重にお考へになる
必要があるといふことを私は考へてお
ります。

○菊川孝夫君 私はこの監理委員會の
かたに對する質問を一応これで終り
まして、あと總裁、それから國鉄労働
組合の委員長に對するお尋ねを保留
いたしまして、私ばかりやつてお
ります。どうも皆さんが迷惑だと思ひ
ますので、一応あとの二名の証人のか
たに對する質問を保留いたしまして、
これが一応終らせて頂きます。

○内村清次君 暫時休憩の動議を提出
いたします。

○委員長(植竹春彦君) 如何ですか、
皆さん今内村委員から暫時休憩の動
議が出ましたが、御異議がなければ……
ちよつと速記をとめて下さい。

(速記中止)

○委員長(植竹春彦君) 速記を始め
て。

○内村清次君 それでは先ず監理委員
会が構成せられてから、この運用
の面につきまして内規あたりを作つて
會議の進行をやつておられるかどう
か、その点。

○証人(鈴木清秀君) 先ほどお答え
いたしましたうちに申上げた通りに、い
ゆる運營執行の衝に當る者に對しま

して、これ／＼のものは事前に必ず諮
つてもらいたい、これ／＼のものは報
告してもらいたいといふ大綱とその詳
細の事項をきめております。併しな
らそれは最小限度のことでありまし
て、委員會が開かれますときに、その
都度事件が生じたときに電話を以
て關係者を呼び寄せてその報告を聞
き、指導をしておるのであります。な
お内規といふものはないのであります
が、監理委員會は毎週一回木曜日に開
催することにきめております。それで
殆んど今までにおきまして結構何とい
いますか、休みましたことは、私の記
憶では一、二回切りないと思ひます。
又臨時において開いたことも再三あ
る、そういうことでございます。

○内村清次君 そういたしますと毎週
一回というのが常例的に會を開いてお
られる。その際にこの國有鐵道法によ
りますると、勿論全委員會の出席の議
決方針を明確にしてあるものでありま
すが、現在までの會におきまして監理
委員會のかた／＼で殆んど全員が御出
席になつたといふようなことはないの
であるかどうか。又その中に常に御欠
席をされておるといふような委員のか
たがたがあるかどうか。その点一つ。
○証人(鈴木清秀君) 實際から申しま
す、大体全員出席しておると申し上げ
てよろしいのであります。ただ大阪の
ほうに住まわれておられるおかたが
私ので、このおかたにつきましては私
のほうから重大な問題があるときは出
て頂きたい。そのほかにおいては少く
とも一つ置きには是非出て頂きたい。
又御本人も必ず出ておられます。一時
御病氣をなさつたことがありました

が、そのときにはちよつと休みました、肺炎を患つたときは……。又臨時のときは、委員会のときには出ておられまして、あの桜木町の事故以後においては一週二回開催したこともありすが、その際にも出て頂いております。

○内村清次君 先ほどの証言の中に、運輸大臣の監督権におきまして、監理委員会がこの監督の問題とは一つも齟齬がなかつたというような御証言があつたようでありますが、只今までの過程におきまして運輸大臣のほうから命令的な事項が監理委員会を通じて国鉄になされたような重大な経過があつたかどうか、この点をもう一つ。

○証人(鈴木清秀君) 只今まで一回もございません。

○内村清次君 先ほど最終の御証言の中に、鉄道の、いわゆる国鉄機構の改変についても今後におきましてそういう点も顧慮しておるといふような御証言があつたようでありますが、監理委員長といたしまして、この国鉄の一部変更が今回議員提出となりましたその動機の一つといたしまして、この国鉄の機構変更というもののについての強い政府の要望があるといふようなお感じがなされておつたかどうか、この点の一つ伺いたい。

○証人(鈴木清秀君) 私はこの法案が提出されますのは、日本国家の日本国有鉄道のあり方としてよろしいものとして御提出なされたものと存じますので、国有鉄道内部の問題がこの国有鉄道法改正に関連するものとは考へておられないのであります。先ほども申されましたが、国有鉄道内部の組織の変更は今どうするこうするといふことを申上げたのではなくして、組織と

いうものは時代及びその経済状態と併行して行くのである。従つて特に講和會議後になれば多くの企業の態勢も変り、或いは日米経済協力といふようなものもいろいろ変つて来るだろう。そういう際においては現在の機構の改変と睨み合せて研究考慮するべき時期があるだろうといふことを申上げたので

○内村清次君 今日までの監理委員会が取扱われましたところの問題の中のこれは大きな問題でありましたと存じますが、この国鉄の組合関係と経営者、即ち当局との間柄におけるところの紛争問題も相当これは大きな問題であつたと思ひますが、そういうようなことを取扱いますについて監理委員会の構成、即ちメンバーにおきまして完全にこれが指導と統制ができたといふような点につきましての御感想はどうでありますか。

○証人(鈴木清秀君) 組合の健全なる発達を図りますことは国有鉄道の経営上重大なことでありますので、監理委員会としてはこれを望んでおります。ただ個々の団体交渉はこれは業務運営執行の衝に當る者がいたしますので、そのほうに主に委任して、その経過その他について指示し、又これに対する対策を行なつております。それで先ほど申上げましたごとく、仲裁委員会の裁定に対してはできるだけ応じられるよう経費の捻出をするといふようなことを注意しておりますし、曾つてありましたところの神奈川の山猫争議に対しても、運営執行委員のとりま

○内村清次君 監理委員会の構成につ

きましては、このコーポレーションになりまして際におきまして相当国会におきましてもいろいろな方面、これは角度は違ひかも知れませんが、いろいろな方面からこの構成について意見があつたと存じます。こういう意見を総合したて見まして、現在の監理委員の構成五人のうちにおいて、全般に亘るところの、いわゆる企業全般に亘る業務の円滑なる運用ができるといううな方向に、この委員会というものが健全にしておるかどうか、これが第一点ですが、第二点といたしましては、監理委員長といたしまして、この監理委員会を更に強化せなくては今後の即ち監督統制の面において欠陥がありはしないかといふような杞憂を持つておられるかどうか、この二点につきま

○証人(鈴木清秀君) これは監理委員会の構成メンバーがいわゆる利益代表的なものにするのか、或いは経営といふものを、いわゆる公共の福祉を増進するように能力経験主義で行くかといふ考えの持ち方だと思ふのであります。今の国有鉄道のコーポレーションになりましたのは、経営の面が能率的に運用され、公共の福祉に副うように経験及び能力を注いで行くという方針をとられておりますので、現行のような選出方法で差支えないのだと考えます。殊に利益代表に對しましては、最終の国有鉄道の支配権が議院に存するのでありますからして、この点において正しいのではないかと私は考えます。

○委員長(植竹春彦君) 速記をとめて下さい。

○委員長(植竹春彦君) 速記を止め

○委員長(植竹春彦君) 速記を始めて下さい。

○委員長(植竹春彦君) 次により再開いたします。この際お諮りいたしました。一般運輸事情に関する調査及び觀光事業に関する調査について報告書を提出することになつておりますので、その案文等委員長に御一任をお願いいたしますと思ひますが、御異議はございませんか。

午後零時三十分休憩
午後三時三十分開会

○委員長(植竹春彦君) 御異議ないと思ひ、さうに決定いたします。

○委員長(植竹春彦君) 署名を必要としますので、御異議のないかたは順次御署名をお願いします。

多数意見者署名

岡田 信次	高田 寛
仁田 竹一	内村 清次
菊川 孝夫	小酒井義男
高木 正夫	松浦 定義

○委員長(植竹春彦君) 次により運輸事情に関する調査については閉会中もなお継続して調査を行いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○委員長(植竹春彦君) それでは本件

の継続調査要求書を提出することに決定いたしました。

○委員長(植竹春彦君) 次に午前引

○証人(齋藤鉄郎君) 私、国鉄労組の委員長の齋藤であります。只今お尋ねの点にお答え申し上げます前に参議院の運輸委員の各位には、昨年の仲裁裁定の問題を初め、国鉄のいろいろ問題につきまして深い御理解と御援助を賜つておりますことをこの席から厚くお礼を申し上げます。又先般の桜木町の電車事故につきましては国鉄労働組合として深く遺憾の意を表明し、犠牲者の各位に對しましては心から哀悼を捧げ、再びかかる事故の起らないように管理者側と協力いたしまして原因の排除に全力を盡したいと思つておりますことを申上げたいと思ひます。

今内村議員からお尋ねの点でございますけれども、私も労働組合といたしまして極めて重要な問題でございますので、真剣にこれらの点を検討いたしましたわけでございますが、この改正案を拜見いたしますとその主要な点は監理委員会を廃止しようといふことと、それに伴います人事の任命方式の

と、それに伴います人事の任命方式の

とは、国鉄が折角企業体というものになりながら、企業性が發揮できないという心配が非常にありますので、現在の法規の程度がむしろ賢明ではないかというふうに考えているわけであります。

○内村清次君 最後にいま一点お伺いしたいのですが、今回の改正は、すでに先ほどの証言によりましてよく御存じで、而も御反対の発言であつたように承わりますが、この日本国有鉄道法の改正に当りましては、むしろこういう反対的な、即ち改正よりも、どこに一つ重点を置いて今後企業の公共性を生かしながら、又運営におきましても独立採算的に、而も又組合の掲げておられるところの諸条件を満足するような方法にみずから協力態勢を持つというようなこと、即ち或いは経理の問題だとか、或いはその他の、即ち組織の問題につきましての御意見があるかどうか、その点を一つお伺いしたい。

○証人(齋藤鉄郎君) その点につきましては、第一に要望申上げたいのは、行政上の自主性を確立したいということとであります。第二の点は人事上の自主性の確立ということであり、又先ほど午前のとときに菊川委員からも申されましたが、特に私どもとして組合運動を通じ、或いは業務面から見て参りまして、是非とも企業体として確立したいのは、財政的な自主性の確立という点でございます。この点については深く御理解があると思いますので余り申上げませんが、特に財政的な自主性の確立という点でございます。現在の国鉄の企業というものは、独立採算制ということだけが非常に強く強いらい

れておつて、一面において運賃等においては非常に低く採算割れをしておるといふような不合理をそのままに、独立採算だけを強いられておる。その結果何らかの合理化ということで、一番弱い部面にそのしわ寄せがあつて、或いは人員整理になり、或いは又低賃金というやうな問題が起つて来る。労働条件の低下と、いろいろ問題が起つて来るのでありまして、私もこの問題が起つてからは、運賃問題の合理的な解決、それから財政的な自主性の確立、これを是非お願いいたしませんと、折角公共企業体として国鉄が再発足したのであります。何か脚を縛られて、二人三脚で走つてゐるやうな恰好でございまして、是非とも財政上の確立ということをお願いいたしたいと存するのであります。

○委員長(植竹春彦君) 齋藤証人に対して他に御質疑はありませんか。
○菊川孝夫君 組合として日本国有鉄道法の一部を改正する法律案に対する要請書として各議員に配付されておりますが、これは国鉄労働組合の名前で配付されておりますが、これは反対の意見書であります。これは組合の如何なる機関において決定されたか、執行委員会であるか或いは中央委員会であるか、大会であるか、この点について……。

○証人(齋藤鉄郎君) 中央闘争委員会の会議によつて決定されたものであります。
○菊川孝夫君 この要請書は当然あなたのはうの組織を通じて、各支部へも指令と言ひますか、通知をしておると思うのでございます。この意見は、これに對しまして各支部から意見

が上つて来ておるだらうと思うのであります。重大な問題でありますから本部の決定通り賛成の意見が来ておるが、反対の意見が来ておるか、この点について……。

○証人(齋藤鉄郎君) 国有鉄道法の一部改正につきましては、今国会の会期末へ来まして私どもとしては突如としてこれを知つておりました。従つて今御指摘の支部或いは全国の分会等に対する連絡でございまして、勿論私どもは連絡をいたしました。その結果については反対の意向が次々と表明されて参つておりますけれども、そのことごとくを私も今本部としてその意向を取りまとめたという段階までには立至つておりませんけれども、現在いろいろな支部或いは地方本部からやつて参ります情報或いは反対陳情者の意向といふことはことごとく反対の意向にあるといふことは申上げられると思ひます。

○菊川孝夫君 それではあなたは組合の最高の幹部として、この決定に従つて提案者であるところの衆議院議員の前田郁君ほか四名の諸君に對してお会ひして意見を申述べたことがあるか。

○証人(齋藤鉄郎君) 私はいろいろな事情から只今御指摘の議員のかたへに會つておりませんが、国鉄労働組合はいろいろと事務を分担してやつておる者でありますので、国会関係を分担しておる者はこれらのかたへに国鉄労働組合の意向は伝えてあると、そう信じております。

要請書を持つてですね、これは我々にも配付されたが、当然立案者に対してはより以上に説明をし且つ了解を求めようという陳情はやつておられると思うから、又やつておらなければならぬと思ふのです。やつてどういう返事を得てあるか。

○証人(齋藤鉄郎君) 只今御指摘のかたの意向がどうであつたかということ、私今確信を以て申上げるほどはつきりつかんでおりません。ただ国鉄労働組合の者がお会ひした議員のうちに反対のかたも随分あつたという程度しか只今のところ申上げることができません。

○菊川孝夫君 次に監理委員会を廃止するということに對してあなたのはうでは反対の意向であります。つきましては今日まで或いは監理委員会からあなたがたの労働事情、労働運動の情勢等を調べるために報告書を書められたやうなことがあつたかどうか。又は監理委員会に呼出されて、さうして意見を聴取されたことがあつたかどうか、この点についてお伺ひしたいと思ひます。

○証人(齋藤鉄郎君) 先ほど内村議員からお尋ねのときに申し上げましたが、監理委員会と私どもは絶縁されたやうな形になつておりますので、私もから監理委員会に對して何らかの申入れをし、或いは意見を申述べたことありませんし、又監理委員会のほうから労働組合に對して直接どうこうという指示があつたことは現在まで記憶いたしてありません。

す。経営参加につきましては実は公共企業体労働関係法では運営については団体交渉の範囲外にある。併しこれは参加することは例へば協力会議その他の形式で以て参加して、冒頭にあなたがた陳述されたやうに例へば桜木町の事件のやうなことを再び起すやうなことの無いやうに、これは労使相戒め合いの相携を合つてやつて行こうというやうな意味を持つことは一向これは、団体交渉は範囲外としてありますが、できると思ふのであります。この経営参加について協力会議その他の方式で以て作りたいといふ要求をされたことがあるかどうか。それからこれに對して総裁のほうからどういふ回答があつたか。それから或いは不服として調停委員会にかけたとか、さういふ経緯がありましたらお知らせ願ひたい。

○証人(齋藤鉄郎君) 国鉄の民主化、国鉄の民主的経営といふ点からいたしますれば、労働組合が経営の或る部分に参加すると申しますが、労働組合の意向をも十分反映されて運営されることを望まひ、そうすれば労働組合員としても経営に自分らが参加して、この運営については我々の意向が十分に反映してゐるんだといふことによつて責任を感じて真剣にやることができると思ひますので、是非とも経営参加の形にあらたいといふことで、労働組合としては組合が発足いたしました五年前から努力をしておるわけでありまして、五年前にはさういふことで経営協議会があつたわけでありまして、いろいろな事情から経営協議会はその後中断をいたしました。で最近いろいろな情勢から我々としてもいゆる文字通りの経営協議会といふやうなものが困

難であるならば、従業員の意向を経営に参加反映させるために協力会議でもよろしい、こゝういふやうなものを持つてはどうかといふことを組合としても協議中であり、当局側においてもこれらに對して最近考えておるということを知つておるわけでありまして、最近においては正式にこれらに對して当局に労働組合が申入れをしたということにございせんが、組合は現在これらの点について考慮中でございますので、近く何らかの形で当局に呼びかけるやうになるであらうといふふうに只今予定いたしておるわけでありまして。

○菊川孝夫君 あなたのはうの御意見として、この監理委員会がなくなつたならば、非常に政治勢力、政党内閣の完全な支配と抑制の下に置かれるといふことを言われておられるのであります。今日までの間に先ほど私が申し上げましたやうに監理委員会とは殆んどこれは切り離されておつたと言われておりますが、併し監理委員長或いは監理委員のかたへに對しまして、あなたがたの決定に従つて意見を具申したるの、これは一向差支えないと思ふのであります。今日まで監理委員会に對しましていろいろ重要な意見を申述べたことがありになるかどうか、この点について……。

○証人(齋藤鉄郎君) 先ほど申し上げましたやうに、労働組合としてはやはり団体交渉の相手は国鉄当局でございまして、専ら国鉄総裁を相手に団体交渉をし、或いはいろいろな申入れをやつておるわけでありまして、さうした事情から監理委員会に對してはいろいろな申入れをしたといふやうな記憶は只今持つておりません。

○証人(齋藤鉄郎君) 先ほど申し上げましたやうに、労働組合としてはやはり団体交渉の相手は国鉄当局でございまして、専ら国鉄総裁を相手に団体交渉をし、或いはいろいろな申入れをやつておるわけでありまして、さうした事情から監理委員会に對してはいろいろな申入れをしたといふやうな記憶は只今持つておりません。

○菊川孝夫君　そこで本改正案のごとくしたならば政党内閣の完全な支配と抑制の下に置かれるというのは、これはどういふところから、過去の経験から言うのか勘であるか、どうしてこういう結論をお出しになったかという点について伺いたいのであります。

と申しますのは、そういうことではないというのを立案者のほうでは私が何回お尋ねいたしても強調しておられます。であなたのほうの意見とみるきり対立することになるわけでありまして、この結論をどこから求められたか。

○証人(齋藤鉄郎君)　それは副総裁は内閣が任命するということが一つ私挙げることができると思ふのであります。で総裁については両院の同意を要します。私は総裁についてはそういう問題なからう。併し副総裁は内閣が任命する、これが一つであります。それから理事は運輸大臣の認可を要する。更に運輸大臣が理事に対して罷免権を持つておるといふことが今度の改正案にあるわけでありまして、それからもう一点は、監事は内閣が任命する、こういう点から私も考えますときに、どうしても政党的な色彩が強くなつて来るというところは国鉄の何年かの歴史を見ましても場合に想像に難くないところでありまして。特に私はこの監事の任命権者を内閣にするというようなことは地方自治体における監査委員の選任の場合等に照らしまして、これは今度の監事という職名では何をやるかという職務分担内容が明確にされておりましたので、地方自治体の監査委員と比較して申上げることがどうかと思われましかれども、併し地方自治体において

監査委員を選任するというような場合は、自治体の長が議会の承認を得て選任をするということになつておりまして、これらの点から照らして今度の改正案に、監事は内閣が任命するといふような点については、私は非常な心配を持つておられます。これらの点から言ひまして政治的な支配を国鉄が受けることが濃化されるのではないかと、いふうに心配をいたしておるものであります。

○菊川孝夫君　では最後に一言お尋ねしますが、あなたは去年の暮でしたか今年の初めでしたかに、組合から選ばれてイギリスへ労働運動の実情を調査に行かれたはずであります。従つて国鉄労働組合の最高の責任者として当然イギリスへおいでになつたときには、イギリスの鉄道の経営について研究をして来られたと思ふのであります。この際に、イギリスの鉄道は国有鉄道になつていゝるかどうかそれをはつきり、まあなつていゝるかと思ふのであります。これはどういふ監理方式によつて、例えば監理委員会があつて、その下に総裁、副総裁があるかどうか、こういう点については重要な研究目標の一つであつたと私は思ふのであります。その一つとしてその確信を得て帰つて、この今回の改正案に対する態度を決定するに於いても、あなたは相当有力な発言をされていゝと私は思ふのであります。が、だつたらその点について一つ証言を願ひたいと思ひます。

○証人(齋藤鉄郎君)　折角お尋ねでございますが、極めて短かい期間、而も専ら労働関係といふことで参りましたので、御指摘の点を確信を以て申上げはど調査いたして参つておりませ

ん。ただ私が申上げることができません。これはイギリスの鉄道は私の鉄道、いわゆる私鉄といふものが全然ない。全部国有鉄道であつて従業員数は全部で七十万と聞いたわけでありまして、その運営の方式は日本の鉄道のよう、いわゆる官庁方式ではない。公共企業体のような形を取つていゝといふことはその通りでございます。それから経営の民主化の一つの現われとして一つの委員会を以て労働組合の代表者、或いは労働者代表者の代表者が加わりまして、国鉄の運営についての一つの委員会が設けられておりました。なお運賃の定め方についても折角でありますから申上げますが、日本の場合は国会の議決によつてきめることが財政法の第三条で定められていゝわけでありまして、イギリスの場合には日本における裁判所あたりと似たような運輸審判所といふところにおいて運賃が定められていゝのであります。これらの点から見て日本の運賃の定め方といふものについては深く検討して見てはどうかといふうに考へるわけでありまして。

○委員長(植竹春彦君)　どうぞ。

○菊川孝夫君　よろしくございませう。それじや……、第一に国有鉄道総裁にお尋ねいたしたいのは監理委員会から今日まで受けられました指導統制の重要な、主なものにつきましてこういう指導を受けたといふものがありまして二、三重要な点だけ御証言願ひたいと思ひます。

○委員長(植竹春彦君)　その前にちよ

つとお諮りいたしますが、齋藤証人はもう……、どういたされませうか。

○菊川孝夫君　もうほかのかたの御質問なければこれで……。

○委員長(植竹春彦君)　それじやどうぞ御自由……。証人として加賀山国有鉄道総裁に……。

○証人(加賀山之雄君)　監理委員会ができました二年になりますので、その間非常に数々のことについて指示を受け、又指示とまで行かない示唆程度のことでございまして数限りがございます。でございますが、只今のお問ひは主なことといふことでございまして、機構改正の問題についてこれは経営上の最も重要な問題でございまして、いわゆる縦の責任体制を確立するといふこと、この監理の段階を一段減らすといふことについて我々の考えを十分述べ、この点について監理委員からは勿論その方針はいいと思ふが、何しろ機構の改正といふようなことについては極めて慎重でなければならぬといふこと、その移り変りについて特に摩擦混乱、経費の増大といふようなことを避けなければならぬといふようなことについて指示を受けたことは、私ははつきり記憶をいたしております。次に予算の編成時期はいつ頃のこととございませうが、我々のほうで予算の原案を作成するわけでありまして、この原案の作成に当りましては、我々のほうで作りました数字を前以て御覧を頂きまして、この予算原案の作成に監理委員会の御意向を十分取り入れて行つていゝ方法を、我々として取つて参つております。次にこれは極めて最近のこととございませうが、今回の不祥事件に鑑みまして、直ちに安全委員会を組織すべ

きであるといふ重大な御指示を得まして、早速これに規定化し、安全委員を任命いたしましたということを御報告いたしましたと思ひます。その他先ほど申上げましたように、この定例或いは臨時の監理委員会において受けましたところの指示、示唆を申上げるならば、到底これは十分な時間を頂くわけに行かないといふうに考へておる次第であります。

○菊川孝夫君　第二点にお尋ねしたいのは、指導統制と理事会の決定とが対立したことがあるか。こういう示唆がなされると思ひますが、これができないといふ理事会の決定がされる場合もあり得ると私は思ふのであります。が、そういうことは今までにあつたかなつたか。あつたならば実例を一つお話願ひたいと思ひます。

○証人(加賀山之雄君)　今朝はとも監理委員長からお話もあつたかとも存ずるのでございませうが、結論を申上げれば、さういふことは一回も私経験をしておりません。と申しますわけは、この監理委員会の席上、並びにこれはここにお目にかかる機会も数多いのでございまして、監理委員会の御意向といふものは、私のほうではこの根本については十分に前以て伺つておる。かような状態とございまして、この状態は勿論理事会を通じ、その他の業務上を通じて各理事たちにもわかつております。従つて理事会で成案を作ります場合には、すでに十分に監理委員会の御意向を反映して、或いはその決定を待たつた後でこの理事会の打合せをするといふようなことも相成りますので、その点からいまして

て、この二年間私どもといたしましてこれが対立をして、その解決に苦しんだという記憶は一度もございません。

○菊川孝夫君 ちよつとこれはうがつた御質問になるかも知れませんが、現在国鉄には副総裁を置くという事は規定には今きめられてございます。ところが今副総裁は空席になつておるよう

に思いますが、未だに置かれたいのは、あなたは副総裁の分も十分やれるというので、これを無用物として置かれないのであるか。さもなければ第二十条の規定で「副総裁は、監理委員会の同意を得て、総裁が任命する。」とある。従つて私が先ほどお尋ねしたのは、副総裁を任命するに当つてその同意を得られないために今日まで置けないのかどうか、この点について一つお伺いしたいと思います。

○証人(加賀山之雄君) この副総裁の選任につきましては、実はあつたほうがいいことは勿論でございますが、私もといひましたし、適材を得て何とかして副総裁を補充したいという氣持を持つておつたわけでございまして、このいゝゆる部内を見まして、非常に適材と申しますか、現段階におきましていゝゆる何と申しますか一人の人を特定して、副総裁を置くということは必ずしも適当な段階にございまして、この問題につきまして監理委員会にも相談をいたしまして、副総裁ではないが、いゝゆる副総裁が複数であるという考え方を持つて進むという事で、いゝゆる専任の理事、担当を持つております理事を、それぞの分野における責任者として私の仕事を代理せしめるという立場でなつて参りました次第で、その点につ

いて監理委員会に具体的に意見が合わなかつたために置かなかつたというやうな実情はございません。

○菊川孝夫君 今の総裁のお話は、どうも何だかすつきりしないように思うのでございまして、あつたほうがいいが、監理委員会との意見の対立でない。ところが適任者があるやうな、ないやうなお話でありましてはつきりしないのでございまして、あなたのほうで必要をどう認めない。これはあつてもなくても実はいんだというふうなお考えか、その代理者が必要だこうい

つておられまして、ちよつと十分に呑み込めておられないのですが、とにかく結論といたしまして副総裁の問題は別に問題じゃないのでありまして、私は第二十条について監理委員会との対立問題に触れておるのです。それでは監理委員会に對しましてこういう人間を副総裁の認可をしたいというやうな同意を求めたこともないわけでございますか。

○証人(加賀山之雄君) 一人の副総裁を設けるといふことについて監理委員会の御意見を伺つたことはございまして、先ほど申し上げましたのは結局何でも置けばいいことではなくて、結局人の組合せで仕事をやつて行くわけでございまして、今の段階としては特定の人を一人副総裁にしたいということについて、私としては非常に困難を感じて、むしろ今の段階では特定の人を副総裁としないほうがいいということを考えてから置かなかつたと、かように申し上げた次第であります。

うな実例が今日まであつたかどうか。それから第二点としてその反対になければよかつた、ああいうものはないほうがむしろ自由に腕を揮えたというやうな実例があつたかどうか、この点について一つ伺いたい。実例があつたかどうか……

○証人(加賀山之雄君) あつてよかつたと申しますか、今朝ほど来委員長からお話があつたと存じますが、内部機関としての監理委員会が我々が運営の実施方策をきめて行きます場合に、何としてもこれは自分では十分いろ／＼なことを勉強しておるつもりでも欠けた点がないとは言えない。特に金融でございまして、他の商工業面につきましてもどうしてその知識経験が非常に広汎であられるかた／＼の御意見を、あらかじめ一応調査して運営の実施に移るといふことは極めて大切なことでございまして、具体的に例を取ると言われましても、これは又例えば予算の内容から御説明をして行かなかればならないことに相成ると思つておりますが、主として事業計画を定めて行きますやうな場合、或いは運賃の引上げを企画するやうな場合、或いは物の購入をいたす、その契約をいたしますやうな場合、このいづれの場合におきましても私もいひましたし、監理委員に諮つてこの決定を得て、我が実施に移すといふことが国有鉄道の経営に非常に大きなプラスになつて来たといふことを確信しておるのであります。監理委員会がなければよかつたといふやうなことを考えたことは今までも一度もございません。

○菊川孝夫君 次にお尋ねしたいのは、今国会に提案されておりますのは、改正案のうちの重要な一つである重要人事、幹部の任免についてであります。役員、幹部の任免について相当任免の方式が變つて来るわけでありまして、副総裁、理事、監事の任命についてでありまして、この点に關しまして今まで總裁としての経験に基いてどういふやり方によつては困ると思われなかつたか、それともどういふやり方のほうがいいと考えられるか、これについてのあなたの率直な御意見を承りたいと思ひます。

○証人(加賀山之雄君) 責任を持ち運営をやつて行きます場合に、これは誰しも非常な大きなチェックをされるというところは喜ばないだろうと思つてございまして、私にそれを聞かれますならばそれはこの總裁の判断で理事の任免ができる。これが總裁が理事の人事も握つておるといふことが非常にやりやすいといふことは当然のことである。これは單に私一個の意見と申しますよりは、この当然のことに属するのではないかといふように考へるものであります。併しながらこれは非常に大事な問題であります故に、いろいろの眼を以て見て、そうして国有鉄道の誤りなきを期するといふ意味で行きますれば、これは段階を以て更に運輸大臣の承認を得ていふやうなことに定めても、私はこれは結局そのやり方、運営にかかつて来る。つまり同じ氣持で總裁も人事を行い、運輸大臣も考えられるならば、結果としては私は一致するのではないかといふやうに考へられます。

○菊川孝夫君 いや、ここが一つもう少しはつきりとは言にくいかと思ひますが、御証言願ひたい。第一に先

ほど副總裁の件について私お尋ねいたしました。副總裁についてはあなた

の御意思から今適當な人を選ぶといふ問題が起るし、いろ／＼あるので、まあ複數制にして代理的に事務をやらしてゐる。ところが新たに法律が改正になりますと、内閣が任命するといふことになるわけでありまして、従つて任命方式につきましても、今のやつてやつたならばあなたから監理委員会に同意を求めて、そうして任命することになつておりますが、今度は事と次第によりましては、あなたはさういふふうにお考えになつておることも天降的に副總裁が来ることになることはおわかりだと思つておられます。従つてさういふことをやられた場合には今でもその人選にもお困りになつておるといふやうな際でありますからして、ましてや天降的にさういふやうなことをやられた場合に、非常に私はお困りだろうと思つておるが、これについて今までの経験から一つ卒直に御表明願ひたいと思つておるものであります。

○証人(加賀山之雄君) 私はその点につきましては天降りと言われましたが、總裁に無関係に副總裁がきめられるといふことは考へておらないのでございまして、国有鉄道の運営にとつて最も大切な、總裁の一番側近の、或いは補助者であり、それを代理する人である副總裁がさうなことで決定されるというやうなことは万あるまいと私は存じます。併しながら若しさういふことをしようと思へばできることにはなるというふうには、今回の法律改正によりましてさうな立場に相成ろうと、かように考へる次第であります。

ど鈴木監理委員長は交通宮団の總裁でもあられますが、監理委員長としての鈴木さんということで我々は指導統制を受けたわけであります、全然そういつた公人としての關係をはつきりして置くべきものと思ひますし、又事案全然それを考慮に置かずして努めて来たつもりでございます。

○菊川孝夫君 次に尋ねたいのは、監理委員の推薦に當りまして、国鉄にも下相談があつたか。監理委員のかたのお話ではいづれもこれは運輸大臣から下相談があつたということでございますが、この人を推薦するに當りまして、あなたのほうへ御相談があつたかどうか、運輸大臣のほうから。この点について……。

○証人(加賀山之雄君) 下相談という性質のことではないが、これは總裁が意見を申述べる筋合いのものではなからうと存するのでございますが、運輸大臣が人選されるに當りまして、私もその御連絡を頂いたということを記憶いたしております。

○菊川孝夫君 次に尋ねたいのは、今度は新たに監事を置くこととしております、改正案によりますと……と……。ところが国鉄法の第五十条によりまして、国有鉄道は會計の監査をすべて會計検査院にその會計監査を受けることになつております。従つて監事といつてはこれはまあ法人の監事でありますからして、會計監査というような監査は重要だと思ふので、一方これは国のほうから直接會計監査を受けておられると思うのでありますが、従つてこれを又監事を部内的に置くという必要は私はないと思うのであります。が、あなたはこれらを置いた場合に二

111

へん、監事の監査と、それから会計検査というのを受けなければならん。こう思うのでありますが、こういうことの必要が、私はないと思いますが、あなたはあると考えられるかどうか。

○証人(加賀山之雄君) 重要なことでございますから、念にも念を入れるという事は私は悪いことではないと存じますが、只今の実情をいたしましては、特にいわゆる運輸の実施部門と経理部門とを責任を分けて、すでに内部的には経理部門が、一応経理の監査もいたします建前になつておるのであります。更にこれが部外的には会計検査院の綿密な監査を受けて、国会の決算委員会に報告されるということになつてゐるので、私はこの点において更に内部監査を強めるという事は、必要ないとは思いませんが、結局問題は内部機関としてのものになるわけでありまして、更に只今経理部門が行なつております監査の機能を強めるということには相成ろうかと思うのであります。絶対必要ないという事とは私は考えておらないのであります。

○菊川孝夫君 次にこれに伴ひまして又一つの今度の新しい改正案によりますと、運輸大臣の立入検査権というものを発動しようとしております。これは第五十四条でございます。新たなこの法案の五十四条で以て国鉄内部に運輸大臣の立入検査権、即ちちよつと証明書を持つてどん／＼運輸省の官吏が国鉄内部へ入つて来て実地検査をやる、こういうような条項があるわけでありまして、これは非常に私は重大な条項だと思つておりますが、私としてはそういう必要はない、一方

は会計監査を置き、又監事も今度は置こうとし、更に内部的な監査をやつておられると思うのでありますが、そういうところへ又更に運輸省から、三本の監査を受けようということになろうとしておられるわけですが、あなたはこれに對してそういうのはないほうがいいとお考えにならないかどうか、私はそんなことをする国鉄には必要はないと考えるのでありますが、あなたはどうか考えますか。

○証人(加賀山之雄君) 勿論経営自体が自立的に、自主的に十分監査もし、健全に経営をして行かなければならぬ。かように考えるのでございますが、いわゆる運輸大臣が一般の監督権の発動として特に特定のところを監査されるということにつきましては、私もどもいたしましてはそれは迷惑だといつて、お断りをするというふうな気持は持つておらないのであります。

○菊川孝夫君 次にいつか運輸大臣は中二階だというふうな意味の発言をされたことがあるわけですが、これににつきまして国鉄道が今日まで監理委員会があるということを利用して、いたしまして、運輸大臣の監督権を無視をしたというふうな、これは意識的にそういうことがあつたか、なかつたか。この点について運輸大臣との対立を言いますか、そのためにこれが與黨の人たちを刺激したというふうなことを巷間に伝えられてゐるのではありませんか、あなたはそういう覚えがあるかどうか、この点について御証言を願ひたい。

○証人(加賀山之雄君) 先ほども証言申し上げましたように、運輸大臣と意見が衝突して、運輸大臣の意向を無視し

たというような体験は一度も私は覚えておらないのであります。ただ昨年実施しました機構改正に際し、又その後におきまして監理局の増設等の要望がございまして、その点につきましては我々もいたしましては機構改革というものは、これは勿論永久的なものではないので、我々が運営上能率を上げ、又国民の福利を増進するために是なりと信じて行なつておるのであるという信念で実施いたしました。その後実情を十分に検討してあるのでございますが、まだ勿論全面的な改正をいたしまして、約一年に相成るわけでありまして、その間いよいよ過渡的な不自由と

いつたものは多少は認められますが、いづれも能率的な運営、更に国民の利便を増して、福利を増進するために致命的欠陥となるというふうな状態は私どもにいたしましては、考えておらないのでございますが、これらの点につきましては一部非常に強硬な御意見がございまして、特に衆議院の運輸委員会におきまして、決議をされておるといふ実情がある次第でございます。この点につきましては、我々の信じております点と多少食い違ひがありまして、我々もいたしましては更にもう少し時をかりて、そうして十分に研究をして参りたい。何分にも監理局を殖やすという事はただではできないのでございまして、結局経費も殖えなければならぬ。そういう点を十分に脱み合せてやつてゆくつもりなので、時間をかけて頂きたいという申出をしておるといふ事実がございまして。

○菊川孝夫君 最後に経理の点についてちよつとお尋ねをしたいのでござい

ますが、四十二条の二によりまして、

国鉄は運輸大臣の認可を受けて鉄道債券を発行することができるとなつております。今日まで鉄道債券を発行せられませんでした。この認可を受けて発行せられました。……私もちよつとよく記憶はないのですが、せられたことはあります。その額、それからこれについて認可を受けるに當つて非常にあなたのはうの要求と、運輸大臣の認可とが食い違つたというふうなことがあつたか、その点についてお尋ねします。これは重要な経営上の問題だと思ひますので……。

○証人(加賀山之雄君) 実は法律面はさうに相成つておりますが、この細目を定める政令を作つて頂けません。と、実はその事項は生きないのでございまして、只今まではその政令を出して頂いておらぬのでありまして、従つて債券を発行するというのを考えたこともございせんし、勿論債券を発行した実例はないわけでございます。

○菊川孝夫君 大体最後にそれでは締め括りとしてお尋ねしたいのでござい

ますが、このようにして法律の中では鉄道債券を発行するということが出来ることになつておりますが、政令がまだ定めてないので発行できない。一方におきましては国会にはい／＼と建設線の請願もございまして、それから国鉄としても改善しなければならぬ面もたくさんあるだろうと思ひますが、こういうところには長期のやはり債券を発行して、将来においてもやらなければならぬと思ひますのであります。この法律も改正しなければならぬ、或いは政令も相当制定しなければならぬ、又過般の機構改革にいたしまして

も、その実績に徴しまして、新しい時代に適合するような組織機構の改正もしなければならぬと思ひます。で、国鉄も何といつても日本としては、初めてであるような大きな企業を公共企業体に切り替えたわけでありまして、それらも早急の間に切り替えたわけ

でございますから、い／＼不備な面も、或いは十分準備が行き届かないうちに急いでやつたという面もあると思ひますので、相当大幅な改革を私はしなければならぬ、改革と申しますか、改正をしなければならぬと思ひます。法律の面においても、実際の業務の運営方式についても……併しながらこれもそのときの思ひ付きばかりと申しては語弊があると思ひますが、少しずつやつて行くというのでなしに、私は今日までの経験を生かし、且つは将来の見通しも立てて、相当な準備期間を置いて、私はその改正、改革を実行すべきである、かように考えておりますが、総数はそういうふうな考え方を

お持ちになつておりますかどうか。

○証人(加賀山之雄君) 実は私、発言をお許し願へば、今言われたことこそ本當にお願い申し上げたいことでありまして、極めて国民の生活、国の経済、産業、文化に非常に重要な關係を持つております日本国鉄道でありまして、故に、この現われた一現象、或いは一駒を捉えないで、是非とも大きな流れ、過去の国鉄、運輸省或いは鉄道省と言ひましたように、政府機関として経営されて参りました経験、更には僅かの期間でございまして、日本国鉄道という公共企業体になりましてからの実績、更には諸外国におきまして公共企業体が如何に運営されてゐるか

というような実証、そういうものを十分に御検討頂きまして、慎重にこの方向を、日本国有鉄道の経営方式を如何なる形にするかという経営方式の根本をお立て頂いて、それから法律の改正をお願い申し上げたいと思うのが、我々の本当にお願い申し上げたいところでございます。

○内村清次君 只今菊川君から証言を求められましたその要点につきまして、私は重複を極めて避けたいという考え方で、極く二、三点の問題につきまして御証言をお願いしたいのです。この国会に提出されました日本国有鉄道の一部改正法案の骨子を草案せられまするに当りまして、興業関係におきましての動きがあつたことを総裁はいつ頃お気づきになつたのであるか、その時期につきまして先ず伺ひたいします。

○証人(加賀山之雄君) 大変恐縮でございますが、この時期をはつきりと記憶しておらないのでございますが、本国会の途中であつたということだけは記憶しております。

○内村清次君 これは私たちが耳にしたことでもありますが、総裁は国会の中頃というようなお話でありすが、すでに立案の時期につきましてはこれは大抵前国会の直後頃からそういう動きがあつたように、而もこれを衆議院におきましては各党の提案によるかというような動きもあつたように私は承わつております。又一部にはこれは現在の国鉄の運営状態において相当何と申しますか、非常に事件が多過ぎるのだというような、そういうことも聞いたわけですが、又たま／＼今回の桜木町のあの事件がありまして

から、これも又一つの理由として、早くこういうふうな改正をやらなくては責任体制というものが明確にならないというような、これもやはり噂を聞いておつたようですが、そういうような動機につきまして総裁が聞かれました時期からでもよろしいと思いますが、判断されて、そういう動機についてこの法案が興業間におきまして非常に熱烈になつて来たという何かあなたの管轄下の、即ち運営上或いはいろいろな観点、こういうような関係からの動機で思い当るようなことがあるかどうか、その点一つ伺ひたいします。

○証人(加賀山之雄君) 動機について思い当ることがあるかないかという問いでございますが、私も似たしとしては御提案の理由を直接承わつてもおりませんし、その動機というようないつにつきましては実はよくわからないのでございますが、ただ先ほども申し上げましたような地方の運営、組織の問題と、もう一度実は副総裁を置くべきであるという委員会の決議がございましたのでございますが、それに対して今日まで運営上の責任者として何れも受けておられますので、勿論それが動機であるというようなふうには私は考えているわけではございませんし、考えたくもございませんが、そういう事情のあつたことだけを御報告申し上げたいと思ひます。

○内村清次君 総裁は先ほど国会中に聞いたとおつしやつておられますが、興業のいわゆる提出者のほうで今国会に上程せられます間については、やはり自由党の政調会その他におきましてこの立案に対して、或いは総裁はどう

か知りませんが、或いは又総裁も含まれておられるかも知れませんが、ほかの理事のかた／＼その他のかた／＼をその政調会に立ち会つて頂いて、現在の機構或いは監督の問題につきましての御意見を聞かれたようなことはなかつたのでありますかどうか。

○証人(加賀山之雄君) 国会内におきまして一度民主自由党の政調会が開かれますときに、私呼ばれて意見を述べたことはございます。勿論法案の内容等については私どもがとやかくいう筋ではございませんで、ただ私どもといたしましては、この法律に基いて誠心誠意運営して来たことを申し上げ、なお先ほど申し上げましたように、法律を改正される場合には、日本国有鉄道の経営方式を根本的にどこへ持つて行くのが一番現状に適するののかということと、十分お究めの上御改正を煩わしいというお願いを申し上げておつた次第であります。

○内村清次君 この法案に對しましては、参画をして、そうしてこの点を改正をしてもらいたいというような特別の希望を述べられたような、この条項にそのまま現われておるといふ条項はないのでありますかどうか。

○証人(加賀山之雄君) 私どもが希望いたしました、修正をして頂きましたという条項はございません。

○内村清次君 そういたしますと、先ほど菊川委員の証言を求められたに對しまして、総裁の最後の希望といたしましての証言は、よく我々も承わつておる問題でありますし、又同時にコーポレーションといたしましての自主的な経営を総裁に任せるといふような上につきましても、同感な点もあるのでは

あります。ただ御意見といたしましては、誠に漠たる御意見のようにあつたものであります。特に重要な今までの経験からいたしまして、この運営方式について国会に強く要望すると、強くこうしてもらいたいというような点はどの点であるか、これを一つ明確にして頂きたいと思ひます。

○証人(加賀山之雄君) お言葉で恐れ入りますが、私もここへ意見を述べに実は呼ばれておるとは考えませんので、事実をありのまま御証言申し上げておる次第でありまして、ただこの機会に希望意見があれば述べようということであります。先ほど申し上げましたように、根本的に経営方式を十分御検討を特に慎重に煩わし、そうして法案の改正をして頂きたいということと、特に本法案が政府提案として出ましたときの事情並びに参議院の運輸委員会におきまして、附帶的な御決議を頂いておる立場からいたしまして、更に財政、会計方面における自主性を更に高め、能率を發揮するのに役立たせるという方面に力を注ぎ頂ければ、日本国有鉄道といたしましては極めてその方針に基きまして、飽くまでも合理的な経営に邁進するものであるということを私は証言申し上げたいのであります。

○委員長(植竹春彦君) 他に……
○前田博君 午前並びに午後の菊川、内村両委員の御質問で、殆んど私のお尋ねしうと思つてゐることは盡きておるのであります。その中でただ私がもう少し事情がよくわからない点がありますので、それだけ、一点だけお伺ひしたいと思ひます。それは午前にも監理委員のかたに御質問がありまし

たし、午後にも今国鉄総裁に御質問があつたのであります。指導統制の任に當る監理委員の仕事と、それから国鉄を監督してゐる運輸大臣の仕事と、これは一体どういふふうに區別して考えたいのかということなんです。どうも監理委員の御説明でも、今までの国鉄総裁の御説明でもよくわからないのであります。それで角度を変えて一つ国鉄総裁は従来自分を指導統制する立場にある監理委員と、それから国鉄を監督する立場にある運輸大臣に對して、どういふ心構えの區別と申しますか、どういふ態度で、どういふつもりで對しておられるか、それを一つ伺ひたいと思ひます。

○証人(加賀山之雄君) 法律の趣旨な解釈は私も申し上げる筋合いではございませんが、私も心の構えとしてどういふふうによつて来たかというお問い合わせにつきましてお答え申し上げますが、監理委員は飽くまでも国鉄の内部機関でございます。結局経営を行なつて行きます場合に、その最高の方針について指導統制をする、その方針に基いて総裁が実施の全責任を以て行つたのである、かように考えております。飽くまでもこれは内部機関、つまり監督という立場はむしろ、まあ勿論監督ということにもなるのかも知れませんが、指導統制という言葉が意味します場合には、これは内部機関としてたまたやつておることを監視するだけではなくて、積極的に指示をし、それから改むべきことがあれば実施する前にすでにそれを直して行くといふところに、監理委員の私は機能があるのではなからうか。従ひまして法律の面からいふと、どういふことになっておりますが、私

か。それから第三号の物揚場又は船揚場というのがありますが、これはどういうものか、お尋ねします。

○政府委員(黒田静夫君) この名称が追加いたされますと、現在のところは

なに見込みてあります。それから服島とは英語のパラベットを指すものでございまして、例えば護岸の上を波が道路に上るようなところに、道路面より一メートルとか一メートル二、三十高くなったパラベットを指すものでござい

ます。それから船揚場には小皿船を揚げます。その斜面の意味でございます。

○岡田信次君 いや、私は船揚場と物揚場とはどういうふうな関係にあるのか、それからもう一つ先ほどの胸壁ですが、そうすると胸壁は場合によつて

にも、提防にもつくと思うのですが、これを別にされるわけはどういうことですか。

○政府委員(黒田静夫君) 物揚場と申しますのは、小型船、はしけ等の荷役

をやる施設を申します。船揚場は先ほど言いましたように、小型船を引揚げておきまして、避難さしたり、修理をしたりする。それから胸壁は、これは護岸にもく付くことがありますし、又防潮堤にも附属することがございます。

す。これは防潮堤とか、護岸の改修をやります場合に、胸壁を部分的に附加加する場合がありますので、こういう名称を使つた次第であります。

○岡田信次君 どうも港湾局長の専門家を取つかまえて議論するのは変で

すが、今までの常識を以てしますと、胸壁というのは先ほどお話の防波堤なり、或いは防潮堤なり、護岸なりの一

一六

○政府委員(黒田靜夫君) これは護岸の改良工事等をやります場合に、パラペットを附加えてやる必要が生じて参るわけですが、胸壁という言葉を使うのであります。

○岡田信次君 次に先ほど専門員から
もお話がありました、改正案の第三
条の漁港に関する規定と漁港法との関
係並びに両者の調整について伺いた
いのです。

○政府委員(黒田靜夫君) 漁港法によ

りますと、漁港を指定いたしましたして、その指定された漁港に対しまして、整備計画を立て、予算が計上されることになつております。又一面港灣法によりますと、漁港の用に供する施設は、

港湾から除外することになっております。それで例を申し上げますと、長崎港のように、港の一部に漁港施設を作りたい、整備したいという場合に、漁港の指定をいたさなければ、そこに農林

省関係の漁港の予算が計上されないの
でございまして、長崎のような港湾に
おきましては、航路も共用しておりま
すし、泊地も共用しておりまして、漁
港だけを分離して一つの港として考え

られないのでございまして、こういったような場合には、一定の水面をつけたような漁港を指定いたします。又港灣法におきましては、その漁港区域全部を一括して港灣区域にいたしまして、

いはば漁港の区域と港湾区域が二重にダブるような場合を考えておるのでございまして、このことは農林大臣から区域を運輸大臣に協議がありました場合に、両者の間で協議が調いまして、

○岡田信次君 次に第四十二条に関連して、国の負担が大分殖えることとなりますが、二十六年度における予算的措置はどういうふうになりますか。

○政府委員(黒田靜夫君) 二十六年

におきまする予算措置につきましては、予算編成の折に、港湾の管理者が、いずれの港においてもきまつていなかつたがために、暫定的に従来の慣例を踏襲いたしましたして、横浜、神戸のよう

な外國貿易上重要な港たけにすべきまし

ては、全額国庫負担でやつておりますし、又国内産業の増進上必要であります。福岡県の刈田のような港につきましては、七百分の五百五十だけを国が負担して参つておりますし、旧軍港におきましては、旧軍港が平和産業都市と

として転換するために必要な港湾施設の一部を全額国費を以て踏襲して来ておりまして、従来の慣例によりまして、二十六年度におきましては、全部そのような予算が計上されております。

で、変化はございません。

○岡田信次君　そうすると大体二十六年度の予算においては、この改正法律案が出るということを予想されて組んでおると、さように解釈していいので

すか。

○政府委員(黒田靜夫君) これは管理
者がきまつておらなかつたがために、
このような行政的な措置が大蔵省、安
本等と協議の結果調つて、そういつた

○岡田信次君　そうしますと、二十七年
度以降におきましては、この改正法
律案によつて法律が改正しないものと
す。

○政府委(黒田靜夫君) 二十七年度的
おきましては従来重要港灣等におきま
して横浜、神戸その他は十割をやつて

おりまして、**現行港灣法**のように、五

割を負擔しておる場合はなかつたのでございます。二十七年度以降は改正によりまして十割までを負擔することができるようになつておりますが、これは従来と同じでございます。ただ港灣

の改良費をできるたけたくさんついで

いたしたいと考えております。

○仁田竹一君 四十二条の二項ですが、「特に重要な港湾で、政令で定めるもの(以下「特定重要港湾」という。)」の内容と申しますか、具体的な港湾

が若し発表できますならばお知らせを願いたい。なお最後の附則の五項に、「運輸大臣がする港湾工事の費用に関する国の負担又は補助については、当分の間、特定重要港湾における

港灣工事の例による。」「この「当分の間」でありますが、港灣の場合によりますと、地元の負担の關係がございいますので、何といつても相当の金がかかりますから、地方といったしましてはや

やはり何年間も継続的な計画を立てなければならぬと思いますが、こういうような意味から申しまして、一体「当分の間」と申します大よその見通しと申しますか、お考えがありまするならば、

これも併せてお伺いしておきたいと思
います。

○政府委員(黒田静夫君) 四十二条に
申します特定重要港湾は、政令で決定
いたすことになっておりますが、私ど

重要なものに限定了すつもりでありまして、政令を出します際には、関係当局と慎重に協議を遂げたいと思つております。その港につきましては、外

国貿易の増進上重要なものと申します

ると、大体六大港あたりが考えられるのではないかとというふうに考えております。それから附則の「当分の間」政令で定める重要な港湾につきましては、特定重要港湾に関する負担率を適用す

るといふこの港濱に、きましては、やはり一定の基準を設けて、関係方

に、先づ、基礎を固めたい。閣僚の
面と協議をいたすことになつておりま
すが、先ほど申しましたように、九州
の刈田港とか、旧軍港市転換法の三条
の精神を活かすための旧軍港を今のと
ころ考えておる次第でございます。

「当分の間」は、これはその旧軍港にお
きましては、一応転換事業が終了する
とか、その見通しがつく時期を考えて
おるのでございます。刈田港につきま
しても、石炭の小型船搬送施設が一応

できる年度を考へておるのでございまして、これは将来の港灣改良費の予算の枠等とも關係がございまして、何年間とはつきり申上げることは困難かと考へております。

○仁田竹一君 特定重要港湾はまあ六
大港というお話がありましたけれど
も、旧軍港といったものを、これに含
めるといふようなお考えは持つておら
れませんか。

○政府委員(黒田靜夫君) 旧軍港につきましては、或る程度考えなければいけないのじやないかというふうに、これは従来沿革的に見ましても、全額国費でやつておりましたし、又終戦後そ

○小酒井義男君 この第二条で新しく施設として付加えられておるのがあ
るわけなんです、これは現在もうす
でにこうした施設というものができ上

つておるのが、新らしくここに加えら

れることによつて、これからこうしな
施設ができて行くのか、どちらでしよ
うか。若しでき上つておる所と、これ
から手をつける所とあれば、どのくら
いの比率といひますか、それをまあ勘

て結構でございますが、糸かしの

○政府委員(黒田静夫君) この防波堤堤施設の名称でございますが、これは防波堤とか堤防、突堤のようなものは、私ども護岸という語訳をいたしまして、

て、從來と申ししましても、港灣法が制定になりまして約一年になるのですが、その間護岸の中に防波堤も堤防も突堤も胸壁も総称されるということによって、各港におきまして施行いたしてお

るのでございまして、今後この名称によりまする工事は施行いたすことと相成りますが、その率等におきましては、何分港の数が相当……対象の港湾の数が六百以上もございまして、こ

でちよつと相当綿密に調べないと出て来ないのじやないかと思いますが、名称別に工事費を出すということは、なかなか今のような状態ではむずかしいのじやないかと思ひます。

○小酒井義男君　そうしますと、従来は總括してここに挙げられておつたのが、具体的に挙げられたということであつて、これを挙げたことによつて予算が殖えるというような内容のものじ

○政府委員(黒田静夫君) 仰せの通りでございます。

○委員(植竹春彦君) 他に御質疑が……。

○岡田信次君 もう一点、港湾工事の費用の関係ですが、臨港交通施設に一体どういたすのですか。

○政府委員(黒田静夫君) お答えいたします。臨港交通施設は港湾の臨港地区内におきます道路とか、鉄道等を引込線と考えておりまして、重要港湾におきましては五割以内を国が負担し、地方港湾におきましては四割を補助する建前に、現行法ではなっておりますが、この一部改正におきましては、特定重要港湾の臨港施設に對しましては、ほかの負担率等に倣いまして、これは外国貿易の増進上、或いは国内貿易の發展上、特に必要なものについては七割五分までを国が負担することができるよう相成っておりますのであります。

○委員(植竹春彦君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員(植竹春彦君) 速記を始め

別に御質問もなければ、これより討論に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員(植竹春彦君) 御異議ないものと認めまして討論に入ります。御意見のおありのかたは賛否を明らかにしてお述べをお願いします。

○岡田信次君 私は本案に賛成いたします。

○内村清次君 社会党は本案に賛成いたします。

○委員(植竹春彦君) 他に御意見がなければ、これより採決に入ります。御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員(植竹春彦君) ではさように決定いたしました。本案の採決に入ります。念のため申し上げますが、本案は衆議院におきまして修正議決せられましたものが原案となつております。本案を原案通り可決することに賛成のかたの挙手をお願いいたします。

〔総員挙手〕

○委員(植竹春彦君) 全会一致でございます。よつて本案は可決と決定いたしました。

なお委員長の報告、爾後の手続は例によりまして委員長に御一任願います。多数意見者の御署名をお願いします。

多数意見者署名
岡田 信次 仁田 竹一
内村 清次 菊川 孝夫
小酒井義男 高木 正夫
前田 穰 松浦 定義

○菊川孝夫君 落んだら実は、各委員会とも議運の成行きを見合せて、一応皆休憩になつてゐるらしいのですが、この辺で一つ休憩してもらいたいことが一つと、もう一つ私が動議を出します。動議といいますが、意見を出したいと思うのは、実は、連日の新聞紙に盛んに海上保安庁の汚職事件が載つて、これはどこまで發展するかかわらないという状態であります。これは非常に国民に與える影響も極めて私は重大だと思ふのであります。新聞に出ておることが果して本当であるかどうかについて、私は委員会として一応聞く必要があると思ひます。私はほかの問

題についてちよつと運輸大臣に皮肉なような恰好になりましたが、触れておきましたが、私はこれは真相について一応聞いておかなければならぬ大事な問題だと思ひますので、今度委員会が開かれます明日でも、明後日でも結構です。一つ海上保安庁長官、これは政府委員になつておられるのであります。が、海上保安庁長官並びに運輸大臣の御出席を求めまして、これを一つお聞きしたいと思ふのであります。これを一つお聞きしたい。〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○岡田信次君 私は菊川委員の動議に賛成いたします。

○委員(植竹春彦君) 御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員(植竹春彦君) それでは御異議がないようでありますから、さよう決定いたします。運輸大臣の出席を要求いたします。時期は法案審議等を勘案いたしまして、又改めて理事のかたに相談いたしまして、できるだけ速かに出席要求をしたいと考えております。それでは本日はこれで散会いたします。午後五時四十五分散会
出席者は左の通り。

委員 植竹 春彦君
理事 岡田 信次君
高田 寛君
仁田 竹一君
内村 清次君
菊川 孝夫君

政府委員
運輸省港湾局長 黒田 静夫君
運輸省鉄道監督局長 足羽 則之君
常任委員 岡本 忠雄君
常任委員 古谷 善亮君
常任委員 加賀山之雄君
常任委員 鈴木 清秀君
常任委員 佐藤喜一郎君
常任委員 齋藤 鉄郎君
常任委員 齋藤 鉄郎君

証人
日本国有鉄道総裁 加賀山之雄君
日本国有鉄道監督委員 鈴木 清秀君
日本国有鉄道監督委員 佐藤喜一郎君
日本国有鉄道監督委員 齋藤 鉄郎君
日本国有鉄道監督委員 齋藤 鉄郎君

国鉄労働組合中央執行委員長 齋藤 鉄郎君

参議院事務局

印刷者 印刷所